

令和6年分確定申告始まる！

令和7年2月17日(月)から確定申告書の受付が開始となります。(還付申告については令和7年2月14日(金)以前でも行えます。)不動産収入や医療費控除、ふるさと納税等、確定申告が必要な方は忘れずに申告してください。

1. 申告期限

令和6年分所得税と消費税の法定期限及び口座振替日は下記のとおりです。

	所得税	消費税
法定納期限	令和7年3月17日(月)	令和7年3月31日(月)
振替日	令和7年4月23日(水)	令和7年4月30日(水)
延納分(※)	令和7年6月2日(月)	

※一括納付が困難な場合には延納制度があります。

- 1回目・・・法定納期限または振替納税利用の場合振替日までに納付税額の2分の1以上を納付
- 2回目・・・令和7年6月2日(月)までに納付(利子がかかる場合あり)

2. 変更点

令和6年分の大きな変更点として、定額減税があります。配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合は、第二表「配偶者や親族に関する事項」「その他」欄に「2」と記載します。年末調整で定額減税を受けている場合でも、確定申告でその他の所得を合算して1,805万円(所得調整控除適用ありの場合2,015万円)を超えると適用対象外となります。

3. 税務署收受印の廃止

確定申告書や各種届出を書面で提出した場合、控えに收受日の押なつをしてもらえましたが、2025年1月からこの押なつが廃止されています。当面の間は希望者に收受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されますが、今後書面提出を行った場合には以下の方法で確認する必要があります。

- ① 申告書等情報取得サービス・・・e-Taxを利用してPDFファイルを取得(直近3年分まで)
- ② 保有個人情報の開示請求・・・開示請求により提出した申告書等の内容を確認
- ③ 申告書等閲覧サービス・・・一定の場合には写真撮影可
- ④ 納税証明書の交付請求・・・納税額、所得金額、未納税額が無いことの証明書を取得

HPリニューアルしました！

橋本会計のホームページサイトをリニューアルしました。

歯科医院新規開業セミナーを毎月開催していますので、お知り合いで新規開業予定の先生がいらっしゃいましたらぜひご案内ください！ <https://www.anshinkaikei.co.jp/>

歯科会計®

確定拠出年金の改悪とは！？

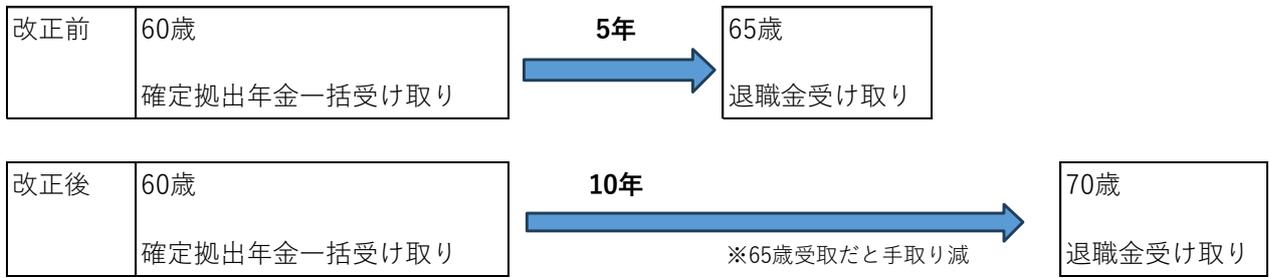
前号令和7年度税制改正大綱の中で、確定拠出年金に関するものをご案内しました。一つは「確定拠出年金の掛金上限の見直し」で、もう一つが「確定拠出年金受取時の退職所得控除見直し」というものでした。この受取時の変更が改悪だと批判の声が上がっています。

1. 確定拠出年金の受け取り方

確定拠出年金は一括受け取りの場合、退職所得として扱われます。

退職所得の計算方法は **(収入金額 - 退職控除) ÷ 2** となりますが、現状ですと、先に確定拠出年金を受け取り **5年後**に他の退職金を受け取るとどちらの退職金についても退職控除が満額使えるため、税務上有利となります。それが今回の改正により **5年後⇒10年後**に変更となります。

退職所得控除を満額適用するには



2. 税額計算の具体例

前提条件① 60歳で確定拠出年金 1,000万円を一括受け取り（加入期間 25年）

前提条件② 65歳で退職金 2,000万円を一括受け取り（勤続年数 35年）

改正前（現行）合計手取り額2,989万円

①	退職所得控除	1,150万円	40万円×20年+70万円×(25-20年)
	退職所得	0万円	(1,000万円-1,150万円)÷2
	税金	0万円	
	手取り	1,000万円	
②	退職所得控除	1,850万円	40万円×20年+70万円×(35-20年)
	退職所得	75万円	(2,000万円-1,850万円)÷2
	税金	11万円	
	手取り	1,989万円	

改正後 合計手取り額2,846万円（143万円手取り減少）

①	現行と同じ		
	手取り	1,000万円	
②	退職所得控除	700万円	1,850万円-1,150万円（重複期間控除）
	退職所得	650万円	(2,000万円-700万円)÷2
	税金	154万円	
	手取り	1,846万円	

なお、確定拠出年金は分割で受け取ることもできます。その場合「公的年金等控除」が適用されるため、その控除範囲内に収まれば一括受け取りよりも有利となります。

資産承継

結婚・子育て資金の非課税一括贈与

子や孫に対して、将来結婚や子育てに使用するお金を1000万円まで非課税で贈与できる制度があります。この制度を利用して贈与を行うと、生前にまとまった資金を移転することが可能です。昨年発表の税制改正大綱によると令和9年3月31日まで利用期限延長となっています。

<利用するための手続>

- ・金融機関にて専用の口座を開設し、贈与者が口座へ入金する
- ・結婚・子育て資金非課税申告書を税務署に提出（金融機関経由にて）
- ・利用者は領収書や請求書等を金融機関に提出し、資金を引き出す

<対象者>

- ・18歳以上50歳未満の子や孫など（受贈者の前年所得が1000万円以下）

<非課税枠>

- ・最大1000万円まで（内、結婚資金は300万円まで）

<制度における注意点>

- ・50歳の誕生日までに使いきれなかった残資金に対しては、贈与税が課税される
- ・贈与者が亡くなった場合には、残額が相続財産への加算対象となる
→法定相続人以外の者が受贈者の場合には、相続税2割加算の対象となる。

<制度の対象となる資金使途>

	対象となるもの
結婚に関する支払	・挙式費用、衣装代等の婚礼費用 ・家賃、資金等の新居費用、転居費用
妊娠、出産、育児に関する支払	・不妊治療、妊婦健診の費用 ・分娩費、産後ケアの費用 ・未就学児の子の医療費、幼稚園保育園等の保育料、ベビーシッター代